

〈第11回〉

府中町職員13人の
自治体法務検定奮闘記

——学習会の活動内容を中心として

丸谷大介 広島県府中町／ひろしまね自治体法務研究会

1 はじめに

このレポートは、私たちが自治体法務検定（以下「自治検」という）に向けて行った学習会の活動内容を紹介するものです。後半では、私たちの学習会を振り返り、また反省しながら、よりよい学習会の進め方について考えてみました。

このレポートが、学習会を結成しようとしている自治体職員の方々にとって、少しでもお役に立てば望外の喜びです。

なお、文中意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2 府中町の自治検支援制度
について

府中町では、今年度から自治検支援制度が試行的にスタートしました。支援の内容は、テキスト及び問題集の無償支給、受検料の全額助成及び学習会を行う場所（庁舎内会議室）の提供です。団体受検ではなく、9月に行われる一般受検を目指すものです。

5月の初旬、研修担当課から受検者を募るメールが各職員に配信されました。法務能力の向上、自己啓発など、後から聞くと各メンバー様々な理由で受検を決意したようです。筆者も数年前、このような自治検支援制度を町の職員提案制度で上申ししていたこともあり、

迷わず手を挙げました。

かくして、府中町職員13人による、検定に向けて奮闘する日々がスタートしたのです。

3 学習会の活動内容

(1) 総論

メンバーの属性は、年齢が（40代の筆者を除けば）20代から30代、ほとんどが非法学部出身者で法務担当経験者はゼロでした。また、筆者を除くと全員が初めての受検でした。

学習会は5月から（検定が実施される）9月まで毎月1回、計5回行われました。時間帯は、ノー残業デーである水曜日の17時半から19時までとし、庁舎内の会議室を使用しました。なお、13人全員が「基本法務」を選択しており、その意味では学習会は進めやすいものでした。

さて、第1回目学習会（5月）の内容です。まず、研修担当課の担当者による司会の下、受検経験のある職員をゲストに招きアドバイスを受けました。過去に2年連続で受検したその職員からは、2年目になってやっとテキストの内容が理解できたところが多いので、1年目の皆さんは分からなくてもそう気にせず、どんどんテキストを読み進めればよい旨のアドバイスがあり、それを聞いたメンバーは少し肩の荷が下りたようでした。

次に学習会のリーダーの選出があり、

筆者が、これまで2度ほど受検経験があったこと（また年齢が突出していたこと？）から、リーダーを務めさせていただくことになりました。第1回目学習会は、各科目（法律）の内容には入らず、以上で終了しました。

(2) 各論

リーダーを務めることになった筆者は、早速、①第2回目以降の実施科目、②各回の学習会の進め方（内容）及び③学習会の役立て方等を簡単な文書にして、メンバーのみが閲覧できる電子掲示板に貼り付け、その電子掲示板を学習会メンバーの情報交換の場としました。なお、第2回目以降の学習会の運営は、研修担当課ではなく学習会に委ねられました。

① 第2回目以降の実施科目については、テキストの章単位・その順序どおりに進めることとしました。ただし、地方自治法は、検定での出題数が多く、配点も高いことから、1回でも多くテキストに目を通すことができるように、前倒して初回としました。テキストは序章も含めると、全部で6つの章がありますが、すでに学習会は残り4回しかありませんでした。そのため、そのうち2回の学習会は2つの章を実施科目としなければなりません。この点からは、もう少し学習会のスタート時期を早めるか、回数（頻度）を増やしてもよかったかと思っています。

② 各回の学習会の進め方（内容）について、筆者が提案したのは、個々の学習で生じた不明点・疑問点などをメンバー全員で考え解消すること、重要判例の詳細など個々の学習の過程で得た有益な情報・知識を共有すること、勉強方法などの情報交換を行うことでした。また、時間に余裕があれば、筆者が講義形式でポイントなどを解説することにしました。振り返ると、各回冒頭の10分程度、情報交

換等を行いました。あまり多く意見等が出ることはなかったことから、大部分は筆者が検定頻出の事項や重要判例に係る資料を配付し、それらの解説を行うといった内容でした。

- ③ 学習会の役立て方については、上記②で記載したようなことのほか、個々で行う学習のペースメーカーとして役立ててもらいたい旨周知しました。これはつまり、次の学習会で例えば憲法を実施科目とするのであれば、その学習会までにテキストの憲法の部分を読み終えておくことにしよう、といった具合で学習会までにやるべきことをノルマ化したものです。

(3) 学習会を振り返って

学習会は、上記のとおり、1時間半という限られた時間で1つ又は2つの章を実施科目としました。もちろん、その時間で網羅的・横断的にその章の全範囲を見渡せるわけはありません。そこで、各科目の重要事項及び重要判例等、ポイントを絞ってそれらを深く掘り下げて検討したことはよかったと思います。これは、数年前、筆者が受検した際に同僚数名と行った学習会において、2時間程度でテキストの1つの章を1頁ずつめぐりながら内容を確認する方法をとりましたが、それだとテキストの表面をなぞるだけのようで、あまり学習効果が上がらなかったことの反省から採用したものです。

次に反省点ですが、学習会は、主として筆者による講義形式でした。各回の終了後、「分かりやすかった!」、「今日やったことが出たら解けると思う!」など、うれしい感想をいただくこともあり、このようなやり方もそれはそれで意義のあるものであったと思っています。ほぼ全員が初めての受検であったことを踏まえると、講義形式がむしろ適切であったようにも思えます。しかし、講義の途中や終了後に質疑はあったものの、やはりもう少し双方向性

というか、主体的な参加が可能な学習会にした方が、各メンバーがやりがいを感じ、充実感を味わえ、何より学習効果も上がるのではないかと、今になり考え始めています。では、この先どのように学習会を再構成すべきでしょうか。今もあれこれ思い巡らせている最中なのですが、このレポートでは、ワークショップ型学習会について、提案してみることとします。

4 ワークショップ型学習会について——試案

ここでいうワークショップ型学習会とは、ただ単に講師の知識や情報を受け止めるだけでなく、メンバー一人ひとりが学習会に主体的に参加し、「調べる」、「発表する」、「質問・応答する」、「意見交換する」等、個々が様々な活動を行う、いわば「参加型学習会」です。

その内容は、まず、学習会の回ごとにファシリテーター（司会進行役）1人と発表者2人程度を決めておきます。そして、例えばその回のテーマが行政法のうち「行政指導」であれば、1人目の発表者が「行政指導」の内容について、あらかじめ調べ理解した内容を発表します。次に2人目の発表者がテキストで取り上げてある重要判例、例えば、（行政指導がテーマであれば）品川マンション事件（最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁）の事案・判決の結論・理由などを調べ、テキストに記載されていないようなことも含め発表します（なお、重要判例はテキストに記載されている以上のことを検定では問ってくることから、このように判例を調査し発表、共有することは意義があると思います）。その後、他のメンバーから意見や質問がなされ、適宜、発表者や他のメンバーが応答します。これらはすべてファシリテーターの司会進行の下で行われます。

特に受検経験者が複数いるような場

合は、このようなワークショップ型学習会が盛り上がると思います。これなら各メンバーが主体的にイキイキと、メンバー全員による学習会として進めることができるのではないのでしょうか。

5 受検を終えて

受検直後は、メンバー全員力を出し尽くし、疲れ切った表情をしていました。検定直前に相当追い込んで勉強された方もあったのでしょうか。感想を聞くと、ある程度満足しているメンバーもいれば、悔しい思いをしたメンバーもいるようでした。「勉強になったので次回も受けて!」、「来年リベンジしたい!」と、早速、平成30年度検定の受検宣言をするメンバーもいました。学習の過程で法律に関心を持ったからか、筆者が別に所属する法務研究会への参加を希望するメンバーもいました。

思うに、このような熱い思いを持ったメンバーが、来年度、学習会に参加した場合、おそらく今回筆者が行ったような講義形式の学習会では物足りないのではないのでしょうか。なぜなら、この日まで学習を通じて多くの知識を身につけたこと、実際に受検を経験したこと、今後学習を継続しさらに知見を広げることなどにより、来年度の学習会において、自分が理解したこと、逆にどうしても理解できなかったことなどを発言ないしは意見を述べたいといった衝動に駆られる、つまり、（あえて言い換えますと）主体的に学習会に参加したいと考えるのではないかと思うからです。筆者がこのレポートでワークショップ型学習会を提案したのはこのためです。

もちろん、このような状況を生んだのは自治検支援制度が、試行的ではあるもののスタートしたからです。来年度以降もこの制度が継続され、よりよい学習会が実施されることを願ってやみません。❀